

決 裁	会 長	事 務 局



建管第1029号
令和2年(2020年)11月18日

建設業者団体の長 様

北 海 道 建 設 部 長

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第26回本部会議」における
決定事項について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道では、11月7日に警戒ステージを3に引き上げた後も全道で集団感染が散発するなどして、札幌市を中心に医療提供体制のひっ迫の度合いが急速に増していることから、札幌市を対象に警戒ステージ4相当の対応を行うことなどを決定しました。

つきましては、別添通知文により貴団体の会員に「新北海道スタイル」など感染リスクを低減する行動の更なる徹底に努めていただきますよう、周知について御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 送付資料

- (1) 通知文 (知事)
- (2) 資料 イベント等の開催制限
- (3) 資料1 今後のステージ運用について
- (4) 資料2 感染拡大防止に向けた施策について

2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和2年(2020年)11月17日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第26回本部会議」における決定事項について(通知)

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力をいただいていることにお礼を申し上げます。

道内においては、11月7日に警戒ステージを「2」から「3」に引き上げ、特措法に基づき、接待を伴う飲食店等の営業時間の短縮等という強い協力要請等を行うなど、感染拡大防止対策の徹底に取り組んでいるところでありますが、その後も全道で集団感染が散発するなどして、札幌市を中心に医療提供体制のひっ迫の度合いも急速に増しているところです。

こうした厳しい状況を踏まえ、今般、札幌市を対象にステージ4相当の対策を行うこととし、札幌市内は、「感染リスクを回避できない場合」には、「不要不急の外出」及び市外との「不要不急の往来」を控えていただくとともに、札幌市以外の地域においても、「感染リスクを回避する行動の更なる徹底、特に飲食の場面上におけるリスク回避の徹底」など、更なる行動変容の協力要請等を行うこととしました。

また、国の分科会を踏まえ、イベント等の人数上限と収容率については、当面2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとしました。

つきましては、貴団体・事業所の皆様におかれましても、この度の道の決定内容について、御理解、御協力をいただき、次の事項に十分留意の上、基本的な感染防止対策を更に徹底いただくよう、よろしく申し上げます。

記

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請等別添「資料2」のとおり

2 イベント等の開催制限に係る主な変更点

上記のとおり、原則として現在の取扱いを維持することとするが、現行の取扱いから次の点を変更すること。

(1) 「食事を伴う催物」は、収容率を50%以内としてきたが、必要な感染防止対策が担保され、映画館等イベント中の発声がない場合に限り、収容率要件を100%以内とすること。

(2) 野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する」としていたが、必要な感染防止策に加え、身体的距離の確保等、具体的な条件がすべて担保される場合には、開催が可能であると明確化すること。

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 企画班 電話：011-206-0368〕